昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成19年8月15日発行第368号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

双体道祖神（旧粟野町）

2007. 8

No.368

－　目　次　－

□その分野でのスペシャリストをめざそう・・・・・2
□支局長会議開催される・他・・・・・・・・・・・・3
□書士会日誌・・・・・・・・・・・・・・・・・・4～6
□平成１９年度行政書士試験要項（抜粋）・・・・・7
□「申請取次者のための入管実務研修会」の
　　開催について・・・・・・・・・・・・・・・・・8
□第３回入管業務情報交換懇談会の開催のお知らせ
　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
□境界確認・払下研修会のお知らせ・・・・・・・・11
□交差点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
□支局情報・おじゃましま～す・・・・・・・・・・12
□はじめてのシリーズ・・・・・・・・・・・・・・13
□木もれび・政連だより・・・・・・・・・・・・・14
□会員の動き・今月の版画・・・・・・・・・・・・15
□行政書書士試験ポスター・・・・・・・・・・・・16

栃木県行政書士会

その分野でのスペシャリストをめざそう

栃木県行政書士会

副会長

福田　勝守

今回の総会において、副会長という大役をおおせつかり自分自身でとまどっていて右往左往しているのが、いつわざる現在の心境です。引き受けたからには自分なりに信念を持って取り組んでいきたいと考えています。会の運営の一端を担ったからには常に「会員の皆様の大切なお金を預かって会は成り立っているのだ」という事を念頭において事にあたっていく考えです。今回の私の担当部は業務開発部と制度推進部であります。

①業務開発部はその名のとおり行政書士の将来をみすえた業務の開発をしていくのが担当であると私なりに勝手に解釈しています。業務開発部の現在の緊急の課題はＡＤＲに対する取り組みです。会員の皆様もご存じのように、ＡＤＲ法が平成１９年４月１日施行されました。ＡＤＲに行政書士が一刻も早く参入しておくことは、ＡＤＲを行政書士の業務とするためにも必要なことだと考えていいと思います。ただ、ＡＤＲに参入すれば、行政書士にバラ色の未来を約束するかは、今後の行政書士自身の相当な努力が必要だと考えます。

②制度推進部は現在われわれの「めしの種」になっている業務を如何に維持して、さらに発展させていくかが最重要課題であると考えます。会員の皆様には、自分の業務を考えたとき忸怩たるものがあるのではないかと考えます。だれでも、行政書士になったときには自分の一生の仕事と考えて入会したのではと思います。そして自分の考えていたような、仕事と報酬は得られているでしょうか？誰でもできる仕事は、誰にでもやらせておけばよいのであって、行政書士でなければできないという仕事を作っていかなければ行政書士の生き残れる道はないと思います。

周囲を見回したところ、農地転用許可、開発行為、農振除外、建設業許可、風俗営業許可などうまみのある業種は他の業者が手をつけているのが現状です。これらは行政書士自身にも責任があると思います。自分の得意分野を決めてその分野でのスペシャリストをめざしていただきたいと考えます。

そして、役員に求められていることは積極的に官公庁に出向いて行政書士のＰＲと業務拡大を図ることだと考えます。そのためには制度推進部はどのような活動を今期はすべきかを部長さんを先頭に取り組んでいただいております。私も微力ですが、そのためには汗をかく考えです。

支局長会議開催される

去る、７月１２日、会館２階会議室で、支局長会議が開かれました。

各支部から選出された支局長８名（２名欠席）が集合し、各自が自己紹介をした後、新井広報部長から支局長の役割について説明がありました。

その後、「栃木よみうり」編集長、池田伸夫氏の講演をお聴きしました。

池田編集長は、自らの体験をもとに、原稿の書き方から写真の撮り方まで、丁寧に説明されました。

「原稿は、結論を冒頭に書き、その後、詳細な内容について記述したほうが､読み手にも親切」、「写真には人物を入れた方が絵になるので、近くにいる人や同行している人を、顔が出せない場合には後方からでも良いので写しこむ」など、「行政とちぎ」最新号を例に取り、見出しの付け方、写真のレイアウトの方法等具体的に話されました。池田編集長のお話は、支局長はもとより、広報部においても非常に参考になったと全員が満足。

その後､昼食を摂りながら質疑応答などもあり、全員が「記者」になったような気持ちで散会しました。

今後の「行政とちぎ」の支局情報などに、素晴らしい記事が連載されますか、ご注目下さい。

（広報部　小室明男）

会員の皆様にお知らせ

平成１９年度行政書士試験監督員の募集について

栃木県行政書士会では、平成１９年１１月１１日（日）に宇都宮大学で実施される行政書士試験の試験監督員を募集いたします。

ご協力いただける方は、申込書に支部、氏名、説明会参加日をご記入の上、お申し込み下さい。

なお、下記説明会及び、試験当日に必ず出席できる方に限ります。

【説 明 会】　１０月２９日（月）ＰＭ３：００～５：００
　　１１月　１日（木）ＰＭ３：００～５：００
　　（両日とも同じ内容です。いずれかご都合の良い日をお選び下さい）
【申込方法】　ＦＡＸ（事務局：０２８－６３５－１４１０）
【締め切り】　９月１８日（火）

※応募者多数の場合は、抽選とさせていただきますことをご了承下さい。

試験監督員申込書

平成１９年　　月　　日

支部＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

説明会参加日　　１０月２９日　・　１１月１日（いずれかに○）

日／曜日		内　　容	出　　席　　者	No.頁
４日	水	会計精査	柳川部長	①
５日	木	サーバー関連作業	田代管理者	②
		栃木行政評価事務所訪問	会長	③
		ＩＣＴ特別委員会	会長　堀越副会長　田渕委員長　関副委員長 山本理事　白澤専門部員	④
６日	金	総務大臣表彰受賞者祝賀会 発起人会	青木副会長　堀越副会長　福田副会長　前澤部長 渡邊運協会長　小林幸雄支部長	⑤
７日	土	北関東合同ＡＤＲ研修会　第１回		⑬
９日	月	業務開発部小部会	松岡部長　廣田副部長　奥村理事	⑥
12 日	火	支局長会議	会長　横山副会長　新井部長　田代副部長 手塚理事　宮澤理事　小室理事 齋藤支局長　杵渕支局長　白澤支局長 坂入支局長　大瀧支局長　長谷川支局長 冨田支局長　杉山支局長	P.3
		編集会議	新井部長　田代副部長　手塚理事　宮澤理事 小室理事	⑦
13 日	金	総務大臣表彰受賞者祝賀会 発起人会	青木副会長　横山副会長　堀越副会長 福田副会長　前澤部長　渡邊運協会長 小林幸雄支部長	⑧
		総務部会	青木副会長　前澤部長　毛塚副部長　鈴木理事 山本昭子理事	⑨
14 日	土	北関東合同ＡＤＲ研修会　第２回		⑬
17 日	火	業務開発部小部会	松岡部長　奥村理事　青柳理事　田沼専門部員 土方専門部員	⑩
		北関東ＡＤＲ協議会（第５回）	会長　福田副会長　松岡部長　奥村理事 田沼専門部員	⑪
18 日	水	栃木県高齢対策課訪問	松岡部長	⑫
19 日	木	無料相談（予約制）	青木副会長	－
21 日	土	北関東合同ＡＤＲ研修会　第３回		⑬
24 日	火	総務大臣表彰通知文発送作業	田代副支部長　安野会員　齋藤丈威会員	－
28 日	土	軽自動車協会業務連絡会議	会長　青木副会長	⑭
30 日	月	関東信越税理士会総会	会長	－

①会計精査
４日　13:30～17:30

【内容】
会計精査（４月～６月分）
・一般会計、頒布品会計、政連
・源泉所得税（平成１９年１月～６月分）

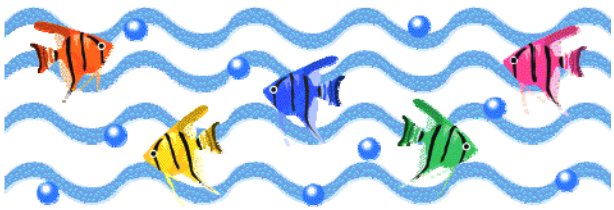

②サーバー関連作業
５日　9:00～12:30

【内容】
支部ＨＰ設置用ＦＴＰサーバー稼動作業

③栃木行政評価事務所訪問
５日　11：00～11：20

【内容】
年金記録確認第三者委員会推薦について

④ＩＣＴ特別委員会
５日　13：30～14：30

【内容】
平成１９年度事業計画の検討

【決定事項・検討事項】
・電子申請に関して、栃木県情報システム課を訪問（建設業・宅建・建築事務所等の変更届等の電子代理申請をアピール）
・研修会
第１回　法務省オンライン申請電子定款
第２回　パソコンを使った図面作成
第３回　後日検討

⑤総務大臣表彰受賞者祝賀会発起人会
６日　16：00～17：00

【決定事項・検討事項】
平成１９年８月２４日（金）午後６時
宇都宮市内　ホテルニューイタヤ

⑥業務開発部　小部会
９日　17：00～21：30

【内容】
1. 成年後見について
(1) 研修会の日程
(2) 家裁への名簿提出
(3) 神奈川成年後見サポートセンター訪問
2. ＡＤＲ事業について
(1) 北関東ＡＤＲ協議会
(2) ＡＤＲ参入分野
(3) 今後のＡＤＲ

【決定事項・検討事項】
1. (1) 回数８回　８回目は試験を実施
(2) 全ての研修に出席し、試験にパスした者について、名簿提出の候補者とする
(3) 部長が訪問
2. (1) 統一研修会の開催及び日程調整を行う
(2) 参入分野として、不動産賃貸借と外国人許認可に決定。
相続分野については、部会で審議する。
(3) 鳥瞰図を作成

⑦編集会議
１２日　13：00～18：00

【内容】
1. 行政とちぎ７月号の編集・校正
2. 年間編集計画

【決定事項・検討事項】
2. ・表紙と２頁について１０月号まで従来通り。目次と表紙説明を２頁目にまとめる。
・「おじゃましま～す」のローテーションの検討

⑧総務大臣表彰受賞者祝賀会発起人会
１３日　16：00～17：13

【決定事項・検討事項】
1. 招待者への招待文の検討については、事務局で前例を参考として作ってもらい、後に検討する。
2. 会員への周知については1. 項と同じ
3. 準備委員について
・受付：宇都宮支部女性４名、事務局３名
・案内と接待：発起人
・会場設営：総務部
・記録・カメラ：広報部
・司会：総務部

⑨総務部会
１３日　13：30～14：30

【内容】
1. 福利厚生旅行
2. 総務大臣表彰受賞者祝賀会
3. 新規登録者
4. 役割分担

【決定事項・検討事項】
1. 日時・コース・料金等設定
H19. 10. 6(土)～10. 7(日)　瀬波温泉
2. 祝賀会通知文・内容検討
発起人会へ引き継ぎ
3. 了承
4. 了承

⑩業務開発部　小部会
１７日　10：00～12：00

【内容】
1. 電子会議室の運用について
2. 相続分野について
3. 今後のスケジュール

【決定事項・検討事項】
1. ・奥村理事が議長として主導する
   ・ルールについては、奥村理事が決定する
2. 協議会の結論を待って、どのように行うのか検討する
3. 研修会プログラムを組むことになった。

⑪北関東ＡＤＲ協議会（第５回）
１７日　13：30～15：45

【内容】
1. 参入分野について
2. 統一研修会について
3. 組織化について
4. 規則案について

【決定事項・検討事項】
1. 茨城会：不明
   群馬会：外国人、自転車、親族法
   栃木会：外国人、不動産賃貸借
2. 栃木会でプランを提出。
   次回の協議会までに検討していただく。
3. 組織化の原案について、基本的に承認。
   詳細は、次回の協議にで決定。
4. 規則案については各単位会で次々回までに案を提出してもらう予定

⑫栃木県高齢対策課訪問
１８日　13：30～14：30

【内容】
保健福祉部高齢対策課　主幹兼課長補佐
湯澤修氏を訪問。成年後見研修会の講師を依頼した。

【決定事項・検討事項】
依頼日は、平成２０年１月２２日に決定。
講師は、湯澤氏ご本人にお願いした。

⑬北関東ＡＤＲ合同研修会
７日・１４日・２１日　10：00～16：00

【内容】
1. 第１回研修会
   ・導入
   ・裁判と調停
   ・調停の型
   ・３つの調停
   ・ロールプレイ導入
   ・交渉理論と紛争解決
2. 第２回研修会
   ・ＤＶＤ聴講
   ・グループ討議
   ・スキルプレイ
   ・「聴く」ロールプレイ
   ・開かれた質問と閉じた質問のロールプレイ
   ・言い換えロールプレイ
3. 第３回研修会
   ・頻発する調停上の課題
   ・調停人の倫理
   ・調停ロールプレイ
   ・座談会

⑭栃木県軽自動車協会業務連絡会議
２８日　15：00～17：00

【内容】
軽自動車保管場所届出の当面の諸問題について

平成１９年度　行政書士試験要項（抜粋）

１．試験概要

(1)試験日及び時間

平成１９年１１月１１日（日）午後１時～午後４時

※入室：正午より可

※受験上の注意等の説明：午後０時３０分より

(2)試験の科目及び方法　　※筆記試験

試験科目	内　容　等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数４６題）択一式及び記述式（４０字程度）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）民法、商法（会社法を含む）及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については平成１９年４月１日現在施行されている法令に関して出題。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数１４題）択一式	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(3)試験場所

宇都宮大学峰キャンパス（栃木県宇都宮市峰町350）

２．受験申込み手続き

(1)郵送による受験申込み

①受付期間　平成１９年８月６日（月）～９月７日（金）

②受付場所

（財）行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により、郵便局の窓口で「配達記録郵便」で郵送してください。

９月７日の消印があるものまで受け付けます。

③提出書類

受験願書一式

④受験手数料

７，０００円

受験願書の受付期間内に、必ず所定の払込用紙により、郵便局の窓口で払い込んでください。

⑤受験願書の配布場所及び配布期間

【配布場所】

・（財）行政書士試験研究センター

・栃木県経営管理部文書学事課

（宇都宮市塙田１－１－20 栃木県庁南庁舎３号館内）

・栃木県広報課県民プラザ室

（宇都宮市塙田１－１－20 栃木会館内）

・栃木県上都賀県民相談室

（鹿沼市今宮町1664－1 栃木県庁上都賀庁舎内）

・栃木県芳賀県民相談室

（真岡市荒町5197 栃木県庁芳賀庁舎内）

・栃木県県南県民センター

（栃木市神田町６－６　栃木県庁下都賀庁舎内）

・栃木県安蘇県民相談室

（佐野市堀米町607 栃木県庁安蘇庁舎内）

・栃木県足利県民相談室

（足利市伊勢町４－19 栃木県庁足利庁舎内）

・栃木県小山県民相談室

（小山市犬塚３－１－１ 栃木県庁小山庁舎内）

・栃木県県北県民センター

（大田原市中央１－９－９ 栃木県庁那須庁舎内）

・栃木県塩谷県民相談室

（矢板市鹿島町20－22 栃木県庁塩谷庁舎内）

・栃木県南那須県民相談室

（那須烏山市中央１－６－92 栃木県庁南那須庁舎内）

・栃木県行政書士会

（宇都宮市西一の沢町１－22 栃木県行政書士会館）

【配布期間】

平成１９年８月６日（月）～９月７日（金）

(2)インターネットによる受験申込み

財団法人行政書士試験研究センターのホームページからインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項をもれなく入力して下さい。

注）本人名義のクレジットカードが必要です。

※都道府県庁、行政書士会等での受付は行いません。

３．受験票の交付

受験票は、平成１９年１０月中旬に発送します。

試験当日試験場に必ず持参してください。

４．試験結果の発表と通知

試験結果は、平成２０年１月２８日（月）午前９時から、合格者の受験番号を財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に公示（掲示）します。公示後、受験者には全員に合否通知書を郵送します。

また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページに合格者の受験番号を登載します。

合格者には、平成２０年２月末日までに合格証を発送します。

５．特例措置の実施

(1)身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置（点字試験を含む）を講ずることがあります。

(2)特例措置を希望される方は、受験申込みに先立って、必ず財団法人行政書士試験研究センターまでご相談ください。事前に財団法人行政書士試験研究センターに連絡なく、直接試験場に来られた場合には対応いたしかねますのでご注意ください。

６．連絡先（問い合わせ先）

財団法人　行政書士試験研究センター
所在地　〒１００－００１２
　東京都千代田区日比谷公園１－３　市政会館１階
電話番号（試験専用）　０３－５２５１－５６００
ホームページＵＲＬ　http://gyosei-shiken.or.jp/

本ページは抜粋です。「郵送による受験申込み」の手続きをされる方は、必ず試験案内・受験願書をお取り寄せいただき、全文をご覧くださるようお願いいたします。

「申請取次者のための入管実務研修会」の開催について

平成１９年７月２４日

栃木県行政書士会　御中

財団法人　入管協会
事務局長　清　野　　修

「申請取次者のための入管実務研修会」の開催について（お願い）

盛夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃は、当協会の運営につきまして、格別なご配慮をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、このたび当協会では、現在申請取次ぎ業務に携わっておられる方々へ、入国管理行政の現状と最近の入管実務の留意点等について知っていただくために、別添ご案内の研修会を計画いたしました。
つきましては、行政書士の方々にもご参加いただきたく、貴会会員の方々にご案内いただければ幸いに存じます。何卒よろしくお願い申し上げます。

「申請取次者のための入管実務研修会」日程表

日時・場所	平成19年年9月5日(水)	総評会館
13:00	受　付	
13:30	挨　拶	(財)入管協会
13:35～14:30	出入国管理行政の現状と対策	講師:法務省入国管理局 入国在留課
14:35～15:30	就労が認められる在留資格に係る 諸申請の現状と手続き上の留意点 （質疑応答）	講師:法務省東京入国管理局 就労審査部門
15:30～15:45	休　憩	
15:45～16:45	活動に制限のない在留資格 「日本人の配偶者等」「定住者」等に 係る諸申請の現状と手続き上の留意点 （質疑応答）	講師:法務省東京入国管理局 永住審査部門
16:45	終　了	

※受講をご希望の方は、次ページの「申込書」で、直接『財団法人　入管協会』にお申し込み下さい。

平成１９年７月

― 申請取次者証明書をお持ちの方へ ―

「申請取次者のための入管実務研修会」のご案内

［主催］ 財団法人 入管協会

［趣　　旨］ 最近における入国・在留資格審査業務（諸申請手続き等）の取り扱い等を研鑽し、事務手続きの習得及び能力の向上を図ります。
なお、この研修会は、申請取次ぎの資格を得るための研修会ではありません。

［対　　象］ 申請取次者として資格を取得している方

［日　　時］ **平成１９年９月５日（水）**　１３時３０分～１６時４５分

［会　　場］ 総評会館（東京都千代田区神田駿河台３－２－１１）

［参 加 費］ 入管協会会員 1名 7千円・非会員 1名 1万円（資料代、消費税等を含む）
なお、一旦納入された参加費については、不参加の場合でもお返しできませんので、予めご了承ください。

［申込方法］ 下記申込用紙に必要事項をご記入の上、当協会へ
ＦＡＸ（０３－３２９１－８０７７）でお申込みください。
参加費は平成１９年８月２４日（金）までに、次にお振込みください。
三井住友銀行神田支店（支店コード２１９）
口座：普通７３７４４８１　受取人：財団法人入管協会
※振込手数料は参加者負担とさせていただきます。

［締　　切］ 定員になりましたときは、お断りする場合があります。

［そ の 他］ 受講票及び会場ご案内は、参加費お振込みを確認後、随時お送りいたします。
（受講票の交付を受けていない方は研修に参加できません）
研修会当日は受講票のほか、筆記用具、身分を証明するものとして申請取次者証明書を受講票とともに受付にご提示ください。
研修終了者には、「修了証書」が交付されます。
質疑のある方は８月２４日までにＦＡＸでお寄せください。
本件に関するお問い合わせは、当協会（℡　03－3291－8081）研修会担当まで。

〔注〕　申込書の企業・学校名及び氏名は、正確にご記入ください。

申　込　書

受付番号＿＿＿＿＿＿
平成１９年　　月　　日

申請取次者のための入管実務研修会

（平成１９年９月５日　総評会館）

(1) 当協会会員の方　(2) 会員以外の方
（上記該当するものに○印をつけてください。）

入管協会会員Ｎｏ.＿＿＿＿＿＿

企業・学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　所属部課＿＿＿＿＿＿
〒＿＿＿＿＿＿　TEL＿＿＿＿＿＿
FAX＿＿＿＿＿＿
所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請取次者証明書番号＿＿＿＿＿＿　申請取次者証明書番号＿＿＿＿＿＿
ふりがな　ふりがな
氏名＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿

◎　右記書類が必要な場合は、○で囲んでください。　請求書　領収書

栃木県行政書士会
業務研修部主催

第３回 入管業務 情報交換懇談会の開催のお知らせ

「申請取次行政書士」として届出をされ入管業務を行なっている方を対象に、実務者レベルの情報交換懇談会を開催いたします。

通常の研修では、各論の部分への個別対応が困難であるため、この情報交換の場で最新の入管事情などを把握して頂きたいと思います。

また、皆さんが抱えている受託事件の適切な処理方法への個別質問に対応いたします。

今回も前回同様に研修部で予め実務者の中から数名を選任し、その方達に懇談会形式でフリートークをしていただき、参加者への質疑応答をしながら最新の情報交換を行なって頂きます。

○日　　時　平成１９年　９月２１日（金）　１３：３０～１５：３０

○場　　所　栃木県行政書士会２階会議室

○参 加 費　５００円

○対 象 者　「申請取次行政書士」として届出をされ入管業務を行なっている方本人
またはその本人が参加出来ない場合、補助者１名

○申込方法　下記の申込用紙にご記入の上、事務局宛にＦＡＸ（028-635-1410）してください。

○締め切り　平成１９年　９月１０日（月）　ただし定員になり次第締め切ります。

内容については、情報交換の場ですのでテーマを特定しませんが、関心の高い事案などについて、実務者より生の声を聞きます。

１．最近の入管事情について
２．実務者でも悩む事案の解決方法について
　・短期滞在から他の在留資格への変更許可
　・投資経営などの就労に関する在留資格
　・婚姻、離婚と在留資格
　・在留資格の取消し
　・在留特別許可および上陸特別許可
　・収容者への面会と仮放免許可申請
３．行政書士が入管業務において犯罪に巻き込まれない為の認識について
４．依頼者や相談者への対応の仕方について
５．関連する国際業務や他の許認可との関連について
６．その他添付資料の取扱い等について

今回の情報交換懇談会への参加は任意ですが、ここ数年、入管業務を行なう行政書士が逮捕される残念な事件が増えており、また、外国人とのトラブルも増える傾向にあることから、是非参加し研鑽されるようご案内致します。

「入管業務情報交換懇談会」　参加申込書

平成１９年９月２１日に開催される「入管業務情報交換懇談会」に参加を希望する。

支部名＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　本人・補助者　）

＊本人・補助者の別に○を付けて下さい。

栃木県行政書士会
業務研修部主催

「境界確認・払下」研修会のお知らせ

標記の件につきまして、下記のとおり研修会を開催いたします。

○日　　時　　平成１９年９月２８日（金）　午後１：３０～午後３：３０
○場　　所　　栃木県行政書士会館２階会議室
○講　　師　　行政書士　前澤　真一（敬称略）
○受 講 料　　５００円
○内　　容　　境界確認・払下について
○申込方法　　下記の申込用紙にご記入の上、事務局宛にＦＡＸ（028-635-1410）してください。
○締め切り　　平成１９年　９月２１日（金）

「境界確認・払下」（9/28）研修参加申込書

平成１９年　　月　　日

支　　部＿＿＿＿＿＿　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（会員の氏名を記入）

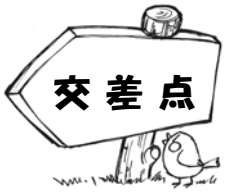

全国女性行政書士交流会 in 愛媛

～おもてなしの心は愛媛に学べ～

７月７日松山・道後の宝荘ホテルへ一歩足を踏み入れると、熱気に気圧されそうになる。会場は中高年の方々が、まるで少女のように再会を喜び旧交を温めている。

講演は、東雲女子大学教授塩崎千枝子・現官房長官夫人である。ご専門は生涯学習で地域ぐるみの子育てを推奨している。常日頃バクゼンと考えていることを、筋道立てて論じてもらうというのは興味深い。

圧巻傑作は懇親会。愛媛会有志のマドンナと坊ちゃんのコスプレが、なかなか良い。よくお似合いであった。お決まりの会長挨拶と乾杯のあと、道後の芸者ナンバーワンのナントカ姉さんの踊りと若手お笑い芸人が座を盛り上げ、いよいよ松山発祥の野球拳である。全員参加で大爆発。優勝はもちろん愛媛会の人であった。トラトラトラ等お座敷遊びの指導と実地訓練は大いに盛り上がり、このお座敷だけでも道後に行った甲斐が充分あったという訳でした。

松山という地には、全身全霊・一生懸命のおもてなしの文化が（多分）根付いていて、これには夏目漱石もビックリし、かなり嫉妬したことであろうと推察する。真似せよと言われても、とても足下にも及ばない。『参りました』と、土下座したい気分です。

今回の出席は、１７会７７名。栃木会からは、手塚・嶋崎・深見・岸・山本の５名が参加し、愛媛・松山の空気を胸いっぱいに吸い込んできました。

（宇都宮支部　山本昭子）

支 局 情 報

【那　須】

役員会開催

７月１３日午後、那須塩原市「遊山」において、那須支部役員会が開催されました。

支部会員親睦旅行や支部研修会、無料相談会などの支部活動について協議されました。親睦旅行は９月に大洗方面に行くことが、無料相談会は平成１９年１０月、１１月、平成２０年２月、各月２回ずつ実施されることが決まりました。支部研修会は、「那須地域における事務所経営」、「土地利用に関わる許認可申請」、「相続関係、成年後見制度の概要」、「行政書士電子証明書取得と実務」などについて予定されております。

今回の役員会では、研修会や無料相談会の実施回数を昨年度よりも増やすことが確認され、活発な意見交換が行われました。

（支局長　冨田倫子）

【鹿　沼】

役員会開催

７月２７日午前１１時より、鹿沼市の日晃食堂において、役員会が開催されました。

８名の役員が出席し、議事は、まず業務研修について協議し、その結果、今年はインターネットのホームページ作成の、講習を開催することになりました。

つぎに、旅行について協議し、これについては、栃木県行政書士会主催の、福祉厚生旅行に参加することとなりました。

また、その他では、行政書士制度強調月間の催しものを検討したり、近く行われる総務大臣表彰の祝賀会に、出来るかぎり全員出席することで、話し合いをしました。

（支局長　山ノ井一男）

おじゃましま～す！

今月は宇都宮支部の岸清美さんの登場です。

事務所は大谷街道を西に進み東北高速道との交差点を南に入って直ぐの、ご主人の岸会計事務所内にあります。

１．氏　名　岸　清美
２．事務所の所在地　宇都宮市駒生町 1675-8
３．入会年月日　１９９５年４月

４．行政書士になった動機
　行政書士業務に興味があったからです

５．得意業務
　建設業　一般貨物　登録　相続関係等

６．苦労したこと
　時間が足りないことです。
（もう一人の私がほしいです。）
＜３人の高校生のお嬢さんのお母さんです。子育て真っ最中＞

７．行政書士になってよかったと思うとき
　仕事を通じてたくさんの人と出会え、感謝の言葉を頂いた時です。また素晴らしい先生方に出会えたときです。

８．これから挑戦したいこと仕事でも、プライベートでも
　挑戦したいことがたくさんあって･･･

９．趣味
　散歩、旅行、お琴、美術館巡り、美味しいものを食べに行くこと。

１０．何歳まで仕事を続けたいですか
　出来る限りやらせて頂きたいです。

＜宇都宮支部では副支部長、県では綱紀委員と会の運営にも貢献しています。＞

（広報部　手塚理恵）

アドちゃんも、開業１３年目。最近は、新入会員のことも考えられるようになってきました(ちょっとは成長?)。
このシリーズは、少しだけ先輩のアドちゃんが、新入会員の皆さんに、それぞれの業務の一番はじめのポイントをわかりやすく伝えるシリーズです。アドちゃんが自分で蓄積してきたものなので、時には足りないところもあるかもしれません。そんな時は、会員の皆さん、ぜひご指摘ください。
多岐にわたる行政書士業務ですが、それぞれの骨格部分をもう一度見直してみることで、新入会員の皆さんのみならず、すべての会員の皆さんにとっても業務の裾野を広げることになることを願っての新企画です。
名づけて「はじめての…」シリーズ。第１回目は「はじめての経審」です。

「経審(けいしん)」って？　（建設業法第２７条の２３）

公共工事（国・県・市町村等が発注する建設工事）を発注者から直接請け負おうとする建設業者が、受けなければならない「経営審査（けいえいしんさ)」のこと。

＜建設業の栃木県知事許可業者における、おおまかな流れ＞

① 審査の申込をする（資料＊栃木県発行の手引きあり）
　審査の申込先・・・栃木県の各土木事務所
　申し込む時期・・・決算終了月から４ヶ月以内
② 経営分析申請をする（資料＊分析機関発行の手引きあり）
　提出先・・・・・・各登録経営分析機関（郵送）
　申し込む時期・・・①と同時期
③ 審査を受ける（資料＊栃木県発行の手引きあり）
　いつ・・・・・・・①の申込月の翌月、指定された日
　どこで・・・・・・栃木県の各土木事務所
　②の分析結果が添付必須書類となる。

④ すると、審査の翌々月に、審査結果通知が届く。
⑤ 入札参加申請の時期に、④の審査結果通知を添付し申請をする。

行政とちぎ３月号12ページに審査の年間予定表が掲載されています

（例）３月決算終了の法人の場合
①と②の手続・・・税の申告後～７月末日
③の手続・・・・・８月の指定された日
④の結果通知・・・１０月初旬に届く

■決算の時期によって微妙な差が出る事例

ずっと建設業の許可（業種ア）を受けて事業を展開していた会社A。平成１８年１月に（業種イ）を新たに追加申請し許可を受けて、１８年の決算時には、業種アに加え業種イについても、経審を受けた。そして、１９・２０年度の入札参加申請の手続も、適切に行った。
さて、平成１９年７月に社長は、追加申請した業種イについても入札参加できるものとして準備していたが、相談を受けたアドちゃんは、「その業種は次回平成２１年度以降からでないと参加できません」とアドバイス。社長にすれば、もう１年半前に許可を受けているのに、平成２１年まで駄目だなんて・・とガッカリ。

■解説

この会社の決算時期との関係があります。
Ａ社は９月決算の為、平成１８年の経営事項審査は平成１９年２月に受け、結果が届くのは４月初旬。平成１９・２０年度（１９／４～２１／３）の入札参加資格申請受付はすでに終了しています。Ａ社の場合、入札参加資格申請に平成１７年９月決算の経審結果を添付するしかなく、つまり、新しい業種は残念ながらまだ対象になりませんでした。(公共工事発注者は、平成１９・２０年度入札参加資格申請に、平成１８年７月３１日までを基準日とする結果通知を添付することと定めております)

詳細は次号に続きます。

縁があって、行政書士となって、３年。２０年間の専業主婦にとって、新しい刺激的な日々。個性的な女性会員とも知り合え、生活は一変して、緊張感あふれるものとなった。

自分なりに少しでも社会貢献できればと、張り切って毎日を過ごしていたのだが、最近、大変ショックなことがあった。何年かぶりにあった友人に『あなたのことがわからなかった。太った？』といわれた。自分では、気がつかなかったけれど、由々しき事態になっているようだ。

確かに、座位の多い職業であり、主婦のときとは、格段に運動量が減っている。これではいけないと、週に１回は、まとまった運動をしはじめ、順調に減量できるかにみえたが、なんと、１週間の旅行でもとに戻ってしまった。実は、ラスベガスで結婚式参列のため、友人宅に泊めていただいた。すると、『私って痩せてる方かも』と勘違いしてしまうほど、まわりはみんなビッグサイズ。初めは、食事の量に圧倒されていたのだが、あっという間に順応し、帰国したら見事、もとの体重に戻っていた。アメリカが国を挙げてダイエットに取り組もうとしているが、どうみても、食べる量が、成人ひとり１日に必要な摂取量ではない。そして、糖尿病にかかっている人が多いのに驚かされた。毎日自分で血糖値を測定し、インシュリンの注射をしなくてはいけない人も、まわりにたくさんいて、１０代から、食事のコントロールをするように医者からいわれているという子もいた。実は、つい最近人間ドックにはいる機会があり、どきどきしながら、結果を訊きにいった。すると、一様は全部Ａ判定だったものの、医師からレントゲン写真をみせられ、「この白っぽい影は、肝脂肪がつきつつある証拠ですからね。運動しないといけませんよ。」といわれた。それって、フォアグラ状態ってこと・・・。食事を抑えるだけではなく運動もしなくてはいけないのだ。

運動不足の問題を抱えていらっしゃる書士会の諸先生がた、みんなで運動クラブ結成というのはいかかだろうか。

（支局長　齋藤順子）

政連だより

日政連幹事会の報告

日政連の幹事会は７月１９、２０日の両日に亘って開催されたので、その概要について報告します。

第１日は午後１時から常任幹事会が開かれ、副会長の担当委員会の指名、常任幹事の委員長任命が行われた。（後日「日本行政」参照）

幹事会に付議すべき運動方針に対する具体的な基本構想等を協議した。

午後３時から幹事定員５１名中５０名の出席により第３回幹事会が開催された。

冒頭、宮本日行連会長は従来日行連、日政連の同一執行体制を今回から一心同体で情報の共有は勿論であるが対外的に更に日政連の活動拡大を期すべき新方式とした事を指示した。

日政連畑会長は宮本会長の指示の通りであるが特に日行連理事を兼ね、更に日富副会長を副会長とすることで情報の共有と日行連との一心同体新方式は揺るぎないことを強調した。

会議では副会長と常任幹事の委員会構成と各幹事より希望委員会を徴したが、適材適所にと検討した結果について理解が求められ、全員異議なく承認可決された。

次に構成された委員会毎に分科会を開き委員会の担う運動方針に対する執行計画を討議して結論を全体会議で報告し承認を求めることとした。午後５時１０分散会。

第２日は午前１０時から幹事会が開かれ各委員会からの報告、これの質疑がなされ承認された。

次に参議院選挙については地域での実情もあり行政書士制度に理解を頂いている議員を支援することで一致した。

なお、会長から懸案である行政書士法第１条の３で要請している点が明るい展望を得たと報告あり、正午閉会した。

（日政連副会長　秋田　豊）

栃木県行政書士会員の動き

（平成 19 年 7 月 31 日現在）

【入　会】

	支部・氏名	会員番号 登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所	電話	備考
	栃　木	１９２５	H19.7.1	329-4415	下都賀郡大平町真弓 1563-18	0282-43-6388	
	下山知昭	07121207					
	那　須	１９２６	H19.7.1	325-0034	那須塩原市東原 3-715	0287-63-4648	
	原　幹雄	07121208					

【変　更】

支部	氏名	会員番号	変更事項	変更内容
小　山	中田勝人	１８１８	事務所 電話	小山市大字土塔 231-14 TEL 0285-27-8825
芳　賀	坂本圭司	１４７２	事務所 電話	芳賀郡芳賀町大字東水沼 3047-1 TEL 028-687-1565

今月の版画

双体道祖神（旧 粟野町　現 鹿沼市）
木口木版画　10×12cm　1996

粟野町を東西に流れる思川の上流周辺は、「昔々、山があったとさ」の語り口で知られる日本昔話の雰囲気を漂わせている。同町は県内でも道祖神の宝庫ともいわれ、粕尾地区を中心に双体道祖神が９カ所に点在している。

双体道祖神は男女２神の形となっており、「祝儀形」「握手形」「歓喜天形」などに分けられ、粟野町の「歓喜天形」はこれ１基である。

粟野地区から道祖神集中地区へ向かうため、発光路行きのバスで思川に沿って進み、半縄バス停で下車。橋を渡って１５分ほど歩き、さらに小高い山の東側を１０ｍぐらい登ると、歓喜天形道祖神が仲の良い姿で祭られている。

この道祖神は野ざらしだが、９基の中では一番原形をとどめ、美術品として均衡の取れた美を誇っている。１７７９（安永８）年の作品で、石工師の腕が光っていると言っても過言ではない。まさに名石工だったに違いない。この貴重な文化遺産は、粟野町の発展を見守り続けていることだろう。

「木口木版画　見目陽一の世界」より

編集後記

新年度になり、部員も支局長も新メンバーでスタートしました。

読者が広報に何を求めているのかを常に頭に入れ、作っていきたいと思います。新企画も考案中です。

（手塚）

行政とちぎ８月号 No.368

発行人　栃木県行政書士会
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）

行政書士試験
平成19年度
私の志しは、空より高い。
試験日 平成19年
11/11日
試験案内及び受験願書の配布期間
郵送配布
平成19年
必着
8/6(月)～31(金)
宛先:〒100-8779 東京中央郵便局留「(財)行政書士試験研究センター」
窓口配布
平成19年
8/6(月)～9/7(金)
配布場所:各都道府県庁、各都道府県行政書士会他
受験願書受付期間
郵送受付
平成19年
当日消印有効
8/6(月)～9/7(金)
インターネット受付
平成19年
8/6(月)～9/4(火)
※受験手数料の納付期限は、9/7(金)締切なのでご注意ください。
合格発表
平成20年1/28(月)
受験資格
年齢、学歴、国籍等に関係なく、だれでも受験することができます。
総務大臣指定試験機関/財団法人行政書士試験研究センター
TEL 03-5251-5600(試験案内専用電話)
http://gyosei-shiken.or.jp